

平成 1 8 年度

( 仮称 ) 芽室町自治基本条例第 1 6 回検討委員会議事録

日 時 平成 1 8 年 5 月 2 3 日 ( 火 )

場 所 芽室町役場第 1 庁舎 地下第 2 ・第 3 会議室

芽室町総務部企画財政課企画財政グループ

## 会議次第

- 1 開 会
- 2 全体進行者決定（会長欠席のため、岩田委員の進行となった）
- 3 議 件
  - 1）「議会と議員活動の原則」の条文整理について
  - 2）「国際交流活動」の条文整理について
  - 3）現在までの検討状況と今後の進め方について
  - 4）その他規定すべき事項の検討について
  - 5）その他
- 4 閉 会

## 出席委員

岩 田 昭 夫	梶 澤 美佐江	小 山 友 子	嶋 山 亮 二	常 通 直 人
高 橋 美恵子	中 尾 八重子	中 村 和 宏	貫 田 正 博	尾 藤 光 一
正 村 紀美子				

## 欠席委員

青 木 昇 江 崎 満 荘 司 和 子 家 内 裕 典

傍 聴 人 0人

## 事務局

総務部長	中 島 直 隆
企画財政課長	手 島 旭
企画財政課長補佐	松 浦 智 幸
企画財政グループ主査	石 田 哲
企画財政グループ担当	斉 藤 冬 樹

## オブザーバー

庁内検討委員会会長 佐 野 寿 行

午後7時 開会

1 開 会 手島企画財政課長

2 全体進行 岩田委員

3 議 件

**(1) 「議会と議員活動の原則」の条文整理について(資料1・2)**

(起草部会Aから説明)

前回の検討委員会での討議を踏まえ、資料2のとおり「議会と議員活動の原則」に関する条文を整理した。「議会の役割」、「議会の責務」、「議会の情報公開と町民参加」、「議会の活動」、「議員の責務」の各条文内容を説明。

**結論 特段意見なし。全体で了解された。**

**(2) 「国際交流活動」の条文整理について(資料3・4)**

(事務局から説明)

第9回検討委員会までの検討でまともになかった国際交流活動に関する規定について、5月9日に起草部会Bにおいて検討頂いた。

町の平和・非核宣言や環境基本条例などが、芽室町で位置付けている国際交流の目的と若干ズレがあることから、国際交流の条文を、本条例に規定するかどうか、また、町の活性化を目的とした条文とするか等を検討した結果、町の国際交流が実態として「地域の活性化」と結び付いているとは言い難いが、国際交流自体はまちとして重要なことであるから、条例で規定する必要はあると判断し、起草部会Bとしては、暫定条文通り確定することとした。

・ 暫定条文の「他の国々との交流を通して得られた情報をまちづくりにいかす」とは、具体的にどのような取組みが考えられるのか。

具体的な取組みまで例示できればよいが、部会Bではそこまでの議論にならなかった(事務局)。

・ まちづくりに活かすというより、具体的に表現し難いが、これまで海外との交流に参加した町民に対して、何らかの形でプラスに影響しているのは確かである。

・ トレーシーとの交流など、行政として整理した上で、部会Bで検討し、暫定条文通りの案となったと理解。

・ 異文化を見たり、行ったりすることは、脈々と受け継がれる国際感覚の起点となると思うので、条文に盛り込むことは良いことと思う。

・ 国際交流協会の会員としては、これまで、トレーシー市との交流といった地域限定で行っていた。地域の活性化に結び付く活動が望まれれば、協会としても提起し、起爆剤としていきたい。

・ 「町」という表現は、他町にあるような「わたしたち住民、議会及び町」の方が良いのではないか。

実は、「町」の定義について、次回の検討委員会で検討して頂こうと考えていた。執行機関のみを指す考え方、更に議会を含む考え方、更に町民を含む考え方があり、別途議論をお願いしたい。その際で決まる定義付けによって、他の条文にある「町」の表現を変更する必要もある。(事務局)

**結論 国際交流の条文は必要であり、暫定条文通り確定することとした。**

**(3) 現在までの検討状況と今後の進め方について(資料5・6)**

(事務局から説明)

現在までの検討状況について、現時点の条文素案全体を別紙のとおりお示しする。太字ゴシックは、未検討・検討中の部分であり、今後検討・作成していくもの。

今後、第17回・第18回の検討委員会で「全体を通しての修正検討」を行うので、修正したい部分や、芽室町として更に加えたい項目等あれば、その際にご意見をいただきたい。

今後の検討スケジュール（素案）について事務局より説明

**特段意見なし。（第3回PR部会は、資料中の日程より若干送れて開催する見込み）**

#### （４）その他規定すべき事項について（資料７・８）

##### 「コミュニティ」に関する規定について

- ・ 「コミュニティ」という文言はピンとこない。何らかの団体、集団といった表現の方が理解しやすい。さらに、町が支援・バックアップする旨の条文も必要ではないか。
- ・ 神原教授は、コミュニティの規定には否定的である模様だが、教授のいう「市民自由の領域であるコミュニティは規定しない」とは、どのような意図だろうか。  
昔の政治思想にあるような「行政に侵される」「官が統制する」ものではない、という意味があるのではないか。（事務局）
- ・ 確かに、規定することによって、『もともと官との上下意識・隔たりがあるものを取り除く』ような印象を受ける。規定したからといって、行政が何かをしてくれるものではないし、このような考え方は自発的に出てくるもので、時間がかかるものだろうから、あえて規定しないのも一考ではないか。
- ・ 逆に、あえて規定し謳った方がよいと思う。
- ・ 町民活動支援センターの役割は、町民活動自体を自立させることであり、こうしたことを考えると、町と、住民活動orコミュニティの関係性をきちんと規定すべきと考える。
- ・ 奈井江町の条文の表現は好ましい。自治活動への参加を規定せず、自発的・自由にすると、だれも参加しなくなる恐れがある。奈井江町は参加条例がないことからこのような規定を入れているのではないか。（事務局）
- ・ 町として「コミュニティ（または団体等）を大事にする」との想いは盛り込んでほしい。
- ・ 本町は、町民の参加の権利などを謳っていることから、コミュニティなり集合体としての規定もあった方がよい。

**結論 規定すべき・すべきでないとの両意見があり、活発な討議がなされたが、事務局で条文たたき台を作成し、次回に内容を議論することとした。ただし、今回をもって規定することを確定した訳ではなく、（次回の内容によっては）規定しないとの結論の余地を残したものとした。**

##### 危機管理に関する規定について

- ・ 危機管理に関する規定はあった方が、町民の理解・意識が高まってよい。防災訓練などの意識付けにつながる。  
危機の概念は広い。テロ対策等も含まれると考えると、全ての危機に備え、体制を確立するのは現実的には難しい部分があり、危機の特定をある程度した上で規定した方が対応できる。（事務局）
- ・ 防災に対することもあるが、最近の学校での事件などにあるように、防犯対策が重要ではないか。

**結論 規定すること自体は確定。条文内容は次回検討する。**

#### （５）その他

- ・ 次回日程等は次のとおりである旨確認（既に案内済）。

6 / 6（火） 第6回起草部会B

6 / 13（火） 第17回検討委員会